

別紙 4

| | | | |
|------|---|---|---|
| 報告番号 | ※ | 第 | 号 |
|------|---|---|---|

主 論 文 の 要 旨

論文題目

非行少年の「立ち直り」に関する社会学的研究
 一少年院・保護観察所の実践と非行経験者の語りに関する
 分析一

氏 名

都島 梨紗

論 文 内 容 の 要 旨

本論文の目的は、少年院・保護観察所の実践と、非行経験者の語りの両者を取り上げることで、どのように「立ち直り」が達成されるのかを明らかにすることである。

本論文は、序章、第 1 章から第 7 章、終章、そして補章から成る。以下に各章の概要を記載する。

序章では、欧米の「立ち直り」研究を整理し、「立ち直り」をめぐる多様な定義があることをおさえた。さらに、少年法等日本の少年処遇に関する法制度を取り上げ、制度上どのような「立ち直り」を目指しているのかを示した。これらを整理し、日本の少年処遇では、非行少年が、「犯罪的傾向」をなくし、「善良な社会の一員」へと変容することが「立ち直り」として定義されているとわかった。ただし、「犯罪的傾向」の減少と「善良な社会の一員」への達成とは、具体的にどのような状態を指しており、具体的にどのように目指されているのかは、ほとんど明らかにされていない。そこで、第 1 章以降処遇の事例の整理を試みることにした。

第 1 章では、立ち直りをめぐる公的処遇の今日的動について、法務省当局による資料から整理し、就労支援に力を入れている現状を把握した。それを踏まえ、「矯正統計年報」ならびに「保護統計」をもとにして、少年院出院者の進路に関するデータの整理を行った。その結果以下の 3 つの知見が得られた。1 つ目として、女性よりも男性において、圧倒的に就職率が高いことである。2 つ目として、男性に関しては土木・建設業ないし製造業への就職者が多いことである。3 つ目として、公的処遇における職業訓練においてもブルーカラー労働に近接的な資格取得支援が多く、また保護観察対象者を積極的に雇用する「協力雇用主」の事業においてもブルーカラー職が多いということである。

第2章では、少年院における指導事例の分析を通して、少年院における「犯罪的傾向」と「健全な社会の一員」の指導方法を整理した。指導事例のうち、家族と非行仲間に関するものを取り上げ、それぞれの集団について、少年院内においてどのように指導されているのかを整理した。その結果、以下のような知見が得られた。

少年院では、「犯罪的傾向」を施設出院後の再犯と関連させて指導している。家族や非行仲間は、出院後の「犯罪的傾向」を促進／阻止する資源として活用していた。家族については、虐待や家庭内暴力などのある特殊な家庭でないかぎり、家族は在院少年の再犯の可能性を低めるものとして指導されている。その反面、非行仲間については「犯罪への巻き込み」という観点で再犯の可能性を高めるものとして指導されていた。本章からは、「犯罪的傾向」を削減するために少年院では「家族との絆を形成し、非行仲間との絆を断絶する」という方向づけが「善良な社会の一員」になるために重視されていることが分かった。

第3章以降より、少年院や保護観察所ならびに非行経験者を対象として、筆者が実施した調査に基づく、事例分析を行っている。そのため、第2章と第3章の間に、調査の概要について言及した補章を挿入した。

第3章では、少年院における授業の参与観察を踏まえて、少年院における指導方法を明らかにした。参与観察をした少年院の授業では、コミュニケーションの在り方をめぐって「犯罪的傾向」が言及されていた。例えば、話し方や目つき、態度などについて、少年自らが「犯罪的傾向」を象徴する振る舞いとして言及していた。

また、本章では「犯罪的傾向」から「善良な社会の一員」になるために、院内上級生から若者ボランティアへとロールモデルが巧みに変換される仕掛けが存在していることも明らかにした。本章における知見は、少年院内部の上級生が「立ち直り」のゴールとして設定されていないことである。少年院の授業において、施設外部の若者ボランティアが「立ち直り」のゴールとして設定されていることで、少年院内で身に付けた「立ち直り」は施設外部へと維持していくことが可能となるのである。

第4章では、少年院仮退院後に課される保護観察処遇に注目し、保護観察官に行ったインタビューを整理している。ここでは、近年力を入れている就労支援に焦点を絞って、保護観察官の「就労」と「立ち直り」に関する解釈方法を整理した。

保護観察官は、保護観察少年のコミュニケーションの仕方や、離職をめぐって「犯罪的傾向」を言及しており、仕事を続け再犯(再逮捕)をしなくなることをある種の「望ましさ」として規定していることがわかった。しかし他方で福祉的ニーズを必要とする対象者については必ずしも仕事を続けることが「望ましさ」に入るわけではないことについても言及していた。最終的には「いかにして犯罪をしなくなるか」という点を重視して処遇実践していることが明らかとなった。

第5章から第7章にかけて、少年院入院経験を有する元非行少年に実施したインタビューを元に論じている。非行経験者の視点から、少年院処遇ならびに少年処遇と「立ち直り」について整理を行うことで、前章までの知見との比較を試みている。

第5章では、少年院の処遇に関する語りを整理している。第2章で整理をしたように、少年院では非行仲間との接触は院内・院外ともに「犯罪的傾向」を助長するものとして指導されている。

しかしながら、本章において整理した非行経験者の語りでは、非行仲間との絆が強いからこそ、少年院処遇をこなすことができたという。言い換えると、少年院内の規律は非行経験者の非行仲間との絆の強さによって維持されていたのである。また本章では、施設退院後も非行仲間との絆が強いことで職業斡旋や互助的な関係が維持され、「立ち直り」の資源にもなりうるという知見も得られている。

第5章が主として少年院内部での生活と「立ち直り」を取り上げていたのに対し、第6章では、少年院出院以降、非行経験者はどのように「立ち直り」を達成していくのか、という課題について取り上げている。中でも本章では、非行仲間との関係や非行下位文化との接触に着目している。

本章の知見は以下のとおりである。非行仲間うちの共通認識として、20歳を超えて逮捕されることは重大なことであり、それを避けるために犯罪をしないよう心掛けるようになることが挙げられる。加えて、仕事をすることで母親やパートナーを養いたいと考えるようになり、仕事に専念するうちに犯罪から遠ざかるようになると考えている。以上を踏まえると本章の知見からは、20歳前後になって、犯罪から仕事へと認識の過渡が行われることを示し、それには非行仲間との関係性が影響しているということが言える。

第7章では、非行少年にとって「就労する」ということが、どのような意義を持っているのかについて、取り上げている。公的処遇において「就労」に関わる支援は重視されつつあることはすでに述べてきた。さらに、第6章で取り上げた非行経験者を対象にした調査においても、「仕事をする事」が「犯罪をしないこと」に結びついて解釈されていることが明らかになっている。そこで本章では、「就労」について非行経験者の視点から掘り下げて検討を行っている。

非行経験者に実施したインタビューの知見を踏まえると、「就労」は金銭的安定や、ライフスタイルの変化などに伴って再犯を避けるための機能を持っているだけではないということがわかった。非行経験者は「就労」をすることで、「元」非行少年として自らを語り、「犯罪者」としてのレッテルを弱体化させるための資源を得ていたのだ。以上を踏まえると、非行経験者にとって「就労」とは「元」非行少年としての語りを形成する資源の一つであるとともに、スティグマを緩和するツールでもあるということがいえる。

他方、必ずしも「就労」にこだわらない語りも得られており、例えば社会貢献をしたい、先輩として非行支援をしたい、などと語る傾向も見られた。こうした語りを踏まえれば、「就労」に限らず、非行経験者は「犯罪的傾向」を象徴しない役割を得ること(得ようとする)で、「元」非行少年としての語りを形成することができるようになるといえる。本章を通して、非行経験者が「元」非行少年として語りうる生活を維持していくことが、「立ち直り」の実践であることがわかった。

終章では本論文を総括して得られた知見を整理している。本論文では少年院と保護観察所における「立ち直り」の在り方と、非行経験者が実践する「立ち直り」の在り方を明らかにした。まず、それぞれの共通点として処遇内のみにおいて「立ち直り」が達成されるわけではないということである。公的処遇の実践では常に処遇終了後が想定されており、処遇後も「立ち直り」を実践し続けようとする主体を形成しようとしていた。他方で、処遇を経ても「立ち直り」を実践し続けようとする非行経験者の態度は、公的処遇による「立ち直り」の実践に共通するところがある。

しかし、非行経験者は公的処遇の提示するライフスタイルを完全に採用するわけではなく、むしろ否定する姿も見られた。こうした姿は一見反抗的な態度として捉えうるものの、自らの「立ち直り」をコントロールする主体になっていくプロセスであるといえる。非行経験者が、自らの「立ち直り」をコントロールする主体となる過程では、公的処遇において提示される「立ち直り」のライフスタイルは一部否定される。しかし、否定されることで、非行経験者の主体化を可能にし、その意味で彼らの「立ち直り」の資源になっているのである。なお、非行経験者には非行仲間と非行下位文化とのコミットの経験が、立ち直りの資源として知覚されており、これは公的処遇の想定とは全く逆の知見である。

また非行経験者にとっての「立ち直り」とは社会的スティグマの緩和のプロセスを含みこむ実践である。ただし、スティグマは社会的な相互行為を通して付与されるものである。したがって、非行・犯罪経験者の「立ち直り」が成功するかどうかには周囲の社会集団と、どのような相互行為が達成されるかに寄るだろう。犯罪集団＝病理、慣習的職業集団＝健全とのように一枚岩で判断するのではなく、ある集団において、非行・犯罪者のスティグマがどのように知覚され、排除／包摂されていくのか、という観点から相互行為を丹念にとらえなおしていく必要がある。

今後の課題としてより多彩な事例(非行経験者にとどまらず、彼らを支援する専門家ないし支援者も含む)を検討することによって、立ち直りの在り方を類型化する研究が必要であるといえる。様々な立場のアクターによる「立ち直り」の在り方を類型化し、非行少年の「立ち直り」をめぐる実践の諸相を明らかにする必要がある。